

会員代表者各位

証券会員制法人札幌証券取引所

理事長 小池 善明

「定額会費の額」の一部改正について

本所は、「定額会費の額」を別紙のとおり一部改正し、平成30年6月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の規則改正は、地域の経済インフラとして今後とも安定的な運営を行い、時代に即応した体制構築を図るため、会員会費の体系を整理・改正するものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I. 改正概要

項目	内容	備考										
定額会費の改正*		※特定正会員についてのみの改正										
(1) 基本割額の適用	・一般正会員1社25万円の定額のところ、特定正会員は100分の50を乗じた額を基本割額として徴収する。	・特定正会員は1社12万5千円となる。										
(2) 資本金割額の改定	・資本金割額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>資本金区分</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>1億円以上 50億円未満の場合</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>50億円 " 100億円 "</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>100億円 " 500億円 "</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>500億円 "</td> <td>20万円</td> </tr> </table>	資本金区分	金額	1億円以上 50億円未満の場合	5万円	50億円 " 100億円 "	10万円	100億円 " 500億円 "	15万円	500億円 "	20万円	(現状) 特定正会員のみ「当分の間」 資本金の額 10億円未満の場合 13万円 10億円以上100億円未満の場合 15万6千円 100億円以上の場合 19万5千円
資本金区分	金額											
1億円以上 50億円未満の場合	5万円											
50億円 " 100億円 "	10万円											
100億円 " 500億円 "	15万円											
500億円 "	20万円											
(3) 事業年度受託売買代金割額の適用	・事業年度受託売買代金割額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>事業年度受託売買代金区分</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>300億円未満の場合</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>300億円以上 5兆円未満の場合</td> <td></td> </tr> </table>	事業年度受託売買代金区分	金額	300億円未満の場合	5万円	300億円以上 5兆円未満の場合		・会員の前々事業年度における有価証券報告書、事業報告書又は業務及び財産の状況に関する説明書を				
事業年度受託売買代金区分	金額											
300億円未満の場合	5万円											
300億円以上 5兆円未満の場合												

項 目	内 容	備 考
	場合 10万円 5兆円 " 10兆円 " 15万円 10兆円 " 15兆円 " 20万円 15兆円 " 20兆円 " 30万円 20兆円 " 40万円	もって確認する。
<p>以上のため、平成26年6月1日改正付則第2項に定めた、特定正会員の定額会費の額についての、当分の間との暫定措置を規定した従前の資本金の区分及び額の規定は、削除・廃止するものとします。</p>		

II. 施行日

平成30年6月1日より施行します。

以 上

定額会費の額の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">平成26年6月1日改正付則</p> <p>1 (略) (削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>平成25年6月1日改正付則第2項を削る改正規定は、平成30年6月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">平成26年6月1日改正付則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>改正後の第2条第1項第1号の規定は、特定正会員の定額会費の額（月割）について、当分の間、原則として次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とし、資本金の額は、毎月1日現在の現況によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 資本金の額が10億円未満の場合</u> 13万円</p> <p><u>(2) 〃 10億円以上100億円未満の場合</u> 15万6千円</p> <p><u>(3) 〃 100億円以上の場合</u> 19万5千円</p>